

# 学校の室内環境測定について

(ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物)

「学校環境衛生の基準（文部科学省：平成16年2月10日）」による。

## (1) 定期検査

毎学年1回定期に実施（著しく低濃度なら次回からは省略可）

### 必須項目

- ・ ホルムアルデヒド（夏期が望ましい）
- ・ トルエン

### 特に必要と認められる場合に実施する項目

- ・ キシレン
- ・ パラジクロロベンゼン
- ・ エチルベンゼン
- ・ スチレン

### 検査方法

検査は、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において、原則として次の方法によって行う。

ア 採取は、授業を行う時間帯に行い、当該教室で授業が行われている場合は通常の授業時と同様の状態で、当該教室に児童生徒等がない場合は窓等を閉めた状態で、机上の高さで行う。なお、測定する教室においては、採取前に、30分以上換気の後、5時間以上密閉してから採取を行う。

イ 採取時間は、吸引方式では30分間で2回以上、拡散方式では8時間以上とする。

ウ 測定は、厚生労働省が室内空气中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した、次の（ア）、（イ）によって行う。または（ア）及び（イ）と関連の高い方法によって行うこともできる。

（ア）ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

（イ）揮発性有機化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の3種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ質量分析法によって行う。

### 判定基準

（2）ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物（両単位の換算は25℃）

ア ホルムアルデヒドは、 $100 \mu\text{g}/\text{m}$ (0.08ppm)以下であること。

イ トルエンは、 $260 \mu\text{g}/\text{m}$ (0.07ppm)以下であること。

ウ キシレンは、 $870 \mu\text{g}/\text{m}$ (0.20ppm)以下であること。

エ パラジクロロベンゼンは、 $240 \mu\text{g}/\text{m}$ (0.04ppm)以下であること。

オ エチルベンゼンは、 $3800 \mu\text{g}/\text{m}$ (0.88ppm)以下であること。

カ スチレンは、 $220 \mu\text{g}/\text{m}$ (0.05ppm)以下であること。

### 事後措置

ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、換気を励行するとともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を低くする等、適切な措置を講じるようにする。

- ・ 判定基準は、厚生労働省の指針値と同値
- ・ 事後措置は、換気の励行、発生原因の究明、発生抑制措置

## (2) 臨時検査

新たに、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により発生の恐れがあるときにも実施することとする。なお、新築・改築・改修時には濃度が基準値以下であることを確認させた上で引渡しを受けることとする。